

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2点についてお伺いいたします。

まず第1点目ですが、有害鳥獣駆除免許の取得者に対する取得経費等の一部支援についてお考えをお聞きします。

平成20年9月定例会において、有害鳥獣被害に対する村の取り組み等についてお考えをお聞きしましたが、なかなか取り組みが前に進んでいないのが現状かと思われまので、もう一步踏み込んでお考えをお聞かせ願います。

近年、村内で増えてきている被害は、カラス、スズメ、ハクビシン、タヌキ等による畑作物への加害であり、これらの害獣の駆除等には、法で定められた「わな猟免許」や第1種銃猟免許を取得して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、取り組まなくてはなりませんので、今回認定農家や営農組合、生産組合等へ免許取得の呼びかけを行い、免許取得に要する経費の一部を申請に基づき支援して村内の被害の縮小を図ってはいかがかと思います。

なお、今年度の第1回目の免許試験は9月5日に終了しており、平成23年2月25日の試験に対応できるよう村長のお考えをお伺いするところでございます。

次に、第2点目の、平成22年度において舟橋村から広域保育・広域入所されている実態と、広域入所に係る費用及び保育士の採用計画についてお伺いします。

ことし3月の定例会において、保育所の入所基準及び広域入所児童減少時の対応策についてお聞きしましたが、今年度の広域入所状況と広域保育に係る費用の拠出状況について、どのようになっているかお聞きします。

また、舟橋村保育所の最大限の受け入れ体制を確立するためにも、保育士の採用計画や職員の配置計画を現場の現状を見ながら長期展望に立って計画され、若い世代の子育て支援を図っていくことが少子化対策にもなり、住みよい村、安心のむらづくりになっていくものと思われまので、今後の取り組み計画について村長のお考えをお伺いするところでございます。

以上、2点についてお伺いをいたします。

議長（竹島ユリ子君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 明和議員の有害鳥獣駆除免許の取得者に対する取得経費等の一部支援について私のほうからご説明申し上げたいと思います。

平成20年9月議会では、銃による捕獲を前提とし、村内で捕獲隊が銃を持っていることは住民の不安をあおることであり、捕獲が必要となれば近隣の市町の猟友会に依頼して対処したいと答弁をしております。

また、職員のみ捕獲隊を結成するには人員規模からも大変難しいと答弁もしております、このことにつきましても現在の状況は変わっておりません。

ご質問のとおり、近年ハクビシンによる農作物被害が増えてきていることから、村民がわな猟免許を取得することは有効な手段であると考えられます。免許取得に必要な経費は、試験手数料の5,200円と、病院によって料金が異なりますが、医師の診断書にかかる文書作成料の合計1万円程度になります。また、別に富山県猟友会による事前講習会の受講料として5,000円が必要となります。この講習会は必須ではありませんが、免許取得に大変有利な講習会となっています。以上のことから1万円から1万5,000円程度の費用となります。村といたしましては、免許取得者の負担軽減を図るため、何らかの助成を検討してまいりたいと考えております。

一方、有害鳥獣の捕獲には、県に対して捕獲許可申請が必要であります。県への確認では、個人申請では許可しないとのことですから、免許取得者複数人による捕獲隊を結成する必要があります。さらに、捕獲隊員になるためには、1シーズンの狩猟経験が必要となります。この狩猟経験とは毎年11月15日から翌年2月15日の狩猟期間における一般的な狩りの経験、例えば銃猟におけるカモ猟などのことでもあります。この狩りをするためには、免許取得費とは別に1人当たり狩猟登録手数料1,800円と狩猟税8,200円の計1万円が必要となりますので、これも含めて助成を検討してまいりたいと考えております。

さて、捕獲隊結成の運びには、生産組合や認定農家、営農組織、農業委員等農業関係者の連携が必要になってまいります。本村といたしましても、広報活動などを通して「わな猟免許」の取得PRをしてまいる所存であります。

以上のように、村といたしましても有害鳥獣対策を積極的に取り組んでまいりますので、各地区でも自分たちの畑、農作物は自分たちで守るんだとの思いを強く持っていたき、免許取得や組織育成、目撃情報の取りまとめなどにご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 明和議員の広域入所の状況と費用及び職員の採用計画についてご質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど議員おっしゃったとおり、ことしの3月議会で同じ質問をされたということでございますが、まず、広域入所の基準というのがありまして、保護者の勤務地や通勤途中にある場合、祖父母の送迎など援助が必要なとき、あるいは自宅が市町村の境界近くにある場合、その他村長が必要と認めた場合において広域入所ができると規定されているわけございまして、今年度の広域入所の利用状況を見ますと、平成21年度から引き続いての継続であり、広域保育を望むというものがほとんどございまして、新たに希望された方は3名でございました。

そういうことで、今年度予算の執行状況は、9月末現在で委託分は16人で610万円、受託分は1人で55万5,000円となっているわけでありまして。

過去3カ年の広域入所にかかる費用を申し上げますと、委託分で20年度は13人の840万円、21年度は18人の1,200万円の実績であります。22年度は19人の1,400万円を見込んでおるわけでございます。あくまでこれは見込みでございますので、先ほど申し上げたのと若干違うと思っておりますけれども、そういうような状況でございます。

次に受託分でございますが、20年度は4人で230万円、21年度は3人の200万円の実績でありまして、22年度は1人の110万円を見込んでおるところでございます。

このように、舟橋村の広域入所を申し込まれる状況を見ますと、若い世代の共稼ぎの方が多くが現実だろうと思っております。そういうことで、私は3月に申し上げましたように、できる限り舟橋村の子どもは舟橋村で育てるんだという考えのもとに、保育士の増員を図ったりしておるわけでございますので、今後も皆さん方のいろんな面でのアドバイス等もいただければ幸いです。

入所児童数の状況でございますけれども、平成16年度は一番ピークでありまして136人でありましたが、以降年々減少してまいりまして、平成21年には110人になりました。今年度は117人でスタートしたわけでございますが、以降5月に1人、6月に3人、9月には5人が入所いたしまして、9月10日現在では、126人が保育を受けているという状況でございます。その内訳を見ますと、3歳未満児が47人で全

体に占める割合が37%になります。その47人のうちの0歳、1歳児の方が、28人おいでになる。

ということで、先ほど申し上げましたように、舟橋で生まれた子どもは舟橋で育てるという趣旨からいきますと、そのような事実になっているのでなでしょうか。ちなみに、去年の出生数を見ますと35～36人でしたので、大体そのような状況にあると思っているわけでございます。

また、10月以降にも未満児の方が入所したいという希望もございますので、そのような方に即時対応できるよう努めてまいり所存であります。

次に、職員の採用のことでございますが、今言いましたように、10月以降も入所児が増えるということが見込まれますので、10月中には2名増員をいたすことにしております。今後は、未就学児童数の推移等を勘案いたしまして、適切に職員を採用してまいりたいと考えております。

また、職員の配置につきましても、毎年入所希望児童数をもとに職員の配置を決めておりますので、来年度以降も、途中入所児童数あるいはまた特別保育児童数の動向を踏まえまして、職員の負担が過度にならないような適正な配置に努めてまいりたいと思っております。

以上のことから、今後とも舟橋村においては、子育て世代の保育環境の改善に努めるとともに、安全・安心のもとで子育てができるような環境に配慮してまいり所存でありますので、どうか議員の皆さんのご理解をいただきますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。